



WELL-BEING

那須塩原市立学校における

働き方改革 **第2期**
かがやきプラン

～教職員が“ワクワク”働くためのガイドライン～

**80
hours**

00%

SCHOOL

～第2期プラン策定にあたって～

「子どもたちのために」という言葉を教育現場ではよく聞きます。
先生は「子どもたちのために」毎日身を粉にして働いている。

ですが「子どもたちのために」昼夜を問わず働き、
自分のことを二の次にしていないでしょうか。

「子どもたちのために」を考える前に、まずは「自分を幸せにする」必要があると思います。
自分を幸せにするためには、先生自らが自分と向き合う必要がある。
自分と向き合うには、心に余裕をもつ必要がある。
心に余裕をもつためには、自分の時間を作る必要がある。

そして、自分の時間を作るためにも、私たちの「働き方改革」の必要があるのです。

心身ともに健康で、幸せな感情が持続的である状態を
「ウェルビーイング(Well-being)」と言います。
ウェルビーイングな先生に教わってこそ、子どもたちの心も幸せになるのだと思います。
子どもたちが幸せになることが、私たちの働く喜びにつながる。

本市で働く教職員の皆さん。
ぜひ自分の働き方と向き合ってください。
自分と向き合う時間を作ってください。

そして、自分が「ワクワク」できる時間を作ってください。

自分の「ワクワク」は、きっと子どもたちの「ワクワク」につながります！



目 次

I	プラン策定の趣旨	1
II	プランの位置付けと期間	1
III	第1期市プランの検証	2
	1 第1期市プランの目標達成状況	2
	2 第1期市プランの取組検証	4
IV	プランの目標	8
V	取組の方向性	8
VI	働き方改革推進のための取組	9
	1 市教委における取組	9
	2 各学校における取組	12
VII	プランの進行管理	14
	資料 働き方改革に関する国・県の動向及び本市の取組	15

I プラン策定の趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務が顕著となってきたことから、国は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日付文部科学省、以下「国ガイドライン」）を定め、具体的な勤務時間外の労働の目安を1か月45時間、1年間で360時間以内としました。また、国ガイドラインにおいて、「教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること」とされており、那須塩原市教育委員会（以下「市教委」）では、平成31（2019）年1月に栃木県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」を受け、令和元（2019）年8月に「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン」（以下「第1期市プラン」）を策定しました。

第1期市プランの期間は令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の3年間でしたが、新型コロナウイルス感染症対応による事業の延期や中止等により、第2次那須塩原市総合計画及び那須塩原市教育振興基本計画を1年延長したことに伴い、第1期市プランも1年延長の手続きを行いました。

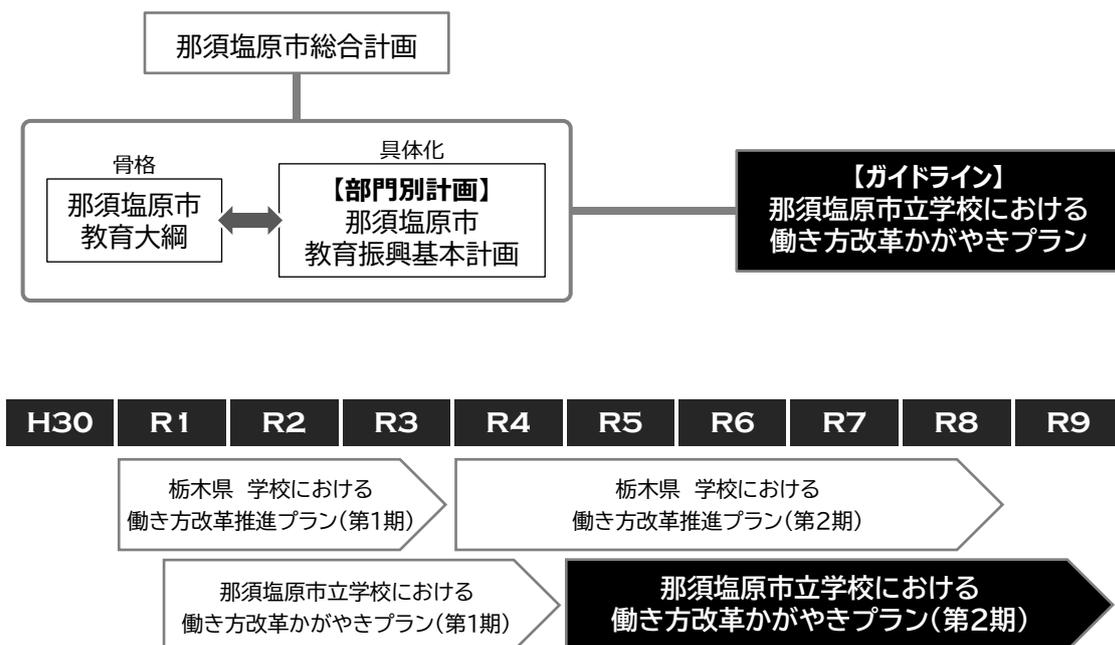
第1期市プランの期間は終了するものの、依然として教職員を取り巻く勤務状況は厳しいものがあることから、働き方改革を引き続き推進するため、現行の内容を改定した「那須塩原市立学校における働き方改革かがやきプラン（第2期）」（以下「本プラン」）を策定します。

※現在は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正（令和2（2020）年4月1日施行）されたことにより、国ガイドラインは法的根拠のある「指針」として格上げされている。

II プランの位置付けと期間

本プランは、市教委及び市立小・中・義務教育学校（以下「各学校」）における教職員の働き方改革推進に向けた取組の方向性及び方策を示す「ガイドライン」として位置付けます。

期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とします。



Ⅲ 第1期市プランの検証

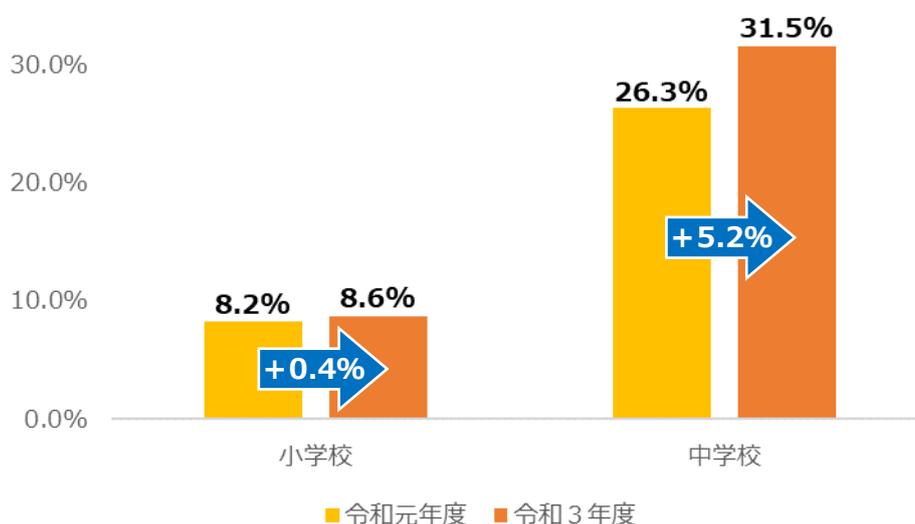
Ⅰ 第1期市プランの目標達成状況

(1) 教職員の勤務状況

令和元年度に策定した第1期市プランにおける、超過勤務に関する目標及び達成状況は次のとおりです。

目標1 超過勤務の上限月45時間、年間360時間を目指しつつ、2021年度までに、月の超過勤務が80時間を超える教職員の割合を0%にすることを旨とする。

月の超過勤務が80時間を超えた教職員の割合

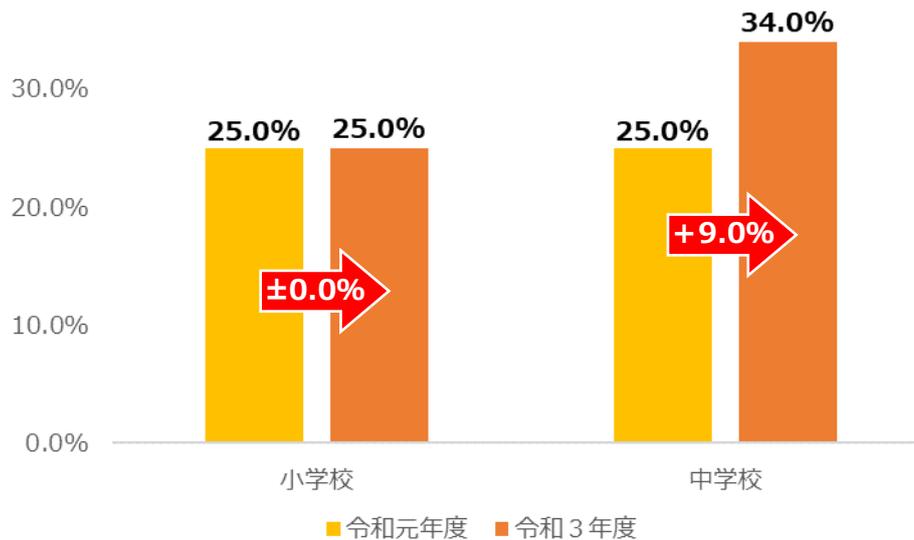


出典：那須塩原市立学校勤務教職員勤務実績
対象者：那須塩原市立学校に勤務する教職員(常勤:週5日フルタイム)
サンプル数：中学校268人、小学校448人(令和3年度)
算出方法：超過勤務時間の月平均が80時間を超えた教職員の割合

令和3年度において、月の超過勤務が80時間を超える教職員の割合は、小学校で8.6%、中学校で31.5%でした。令和元年度と比較するといずれも増加傾向にあり、目標は未達成となりました。これは新型コロナウイルス感染症に関連する対応の増加等により、本来勤務時間内に行っていた通常業務が時間外にずれ込んだものと考えられます。

目標2 業務改善により、教材研究や授業準備、児童生徒等に接する時間が増加した教職員の割合を増やす。

業務改善の取組により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が「増加した」と回答した教職員の割合



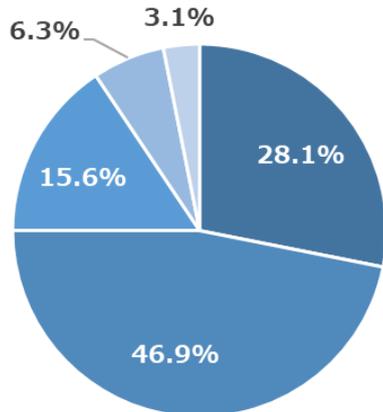
出 典:「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査
実施主体:栃木県教育委員会
対 象 者:那須塩原市立学校に勤務する教職員(常勤:週5日フルタイム)
サンプル数:中学校240人、小学校420人(令和3年度)
対象期間:令和3年4月～7月の4か月間

業務改善により児童生徒等に接する時間が増加したと感じた教職員の割合は、令和3年度において小学校で25%、中学校で34%でした。令和元年度と比較すると、中学校の数値が改善しています。

市プランによる取組や各学校での意識改革、創意工夫により、多忙な中でも児童・生徒指導への時間が確保できた結果となりました。

2 第1期市プランの取組検証

(1)市教委の取組における自己評価(32項目)



- ◎ : 充分定着し、成果が出ている。(達成率80%以上)
- ○ : おおむね定着している。(達成率60~80%未満)
- △ : 半分程度定着している。(達成率30~60%未満)
- ▲ : 取組が不十分である。(達成率30%未満)
- / : 取組んでいない。

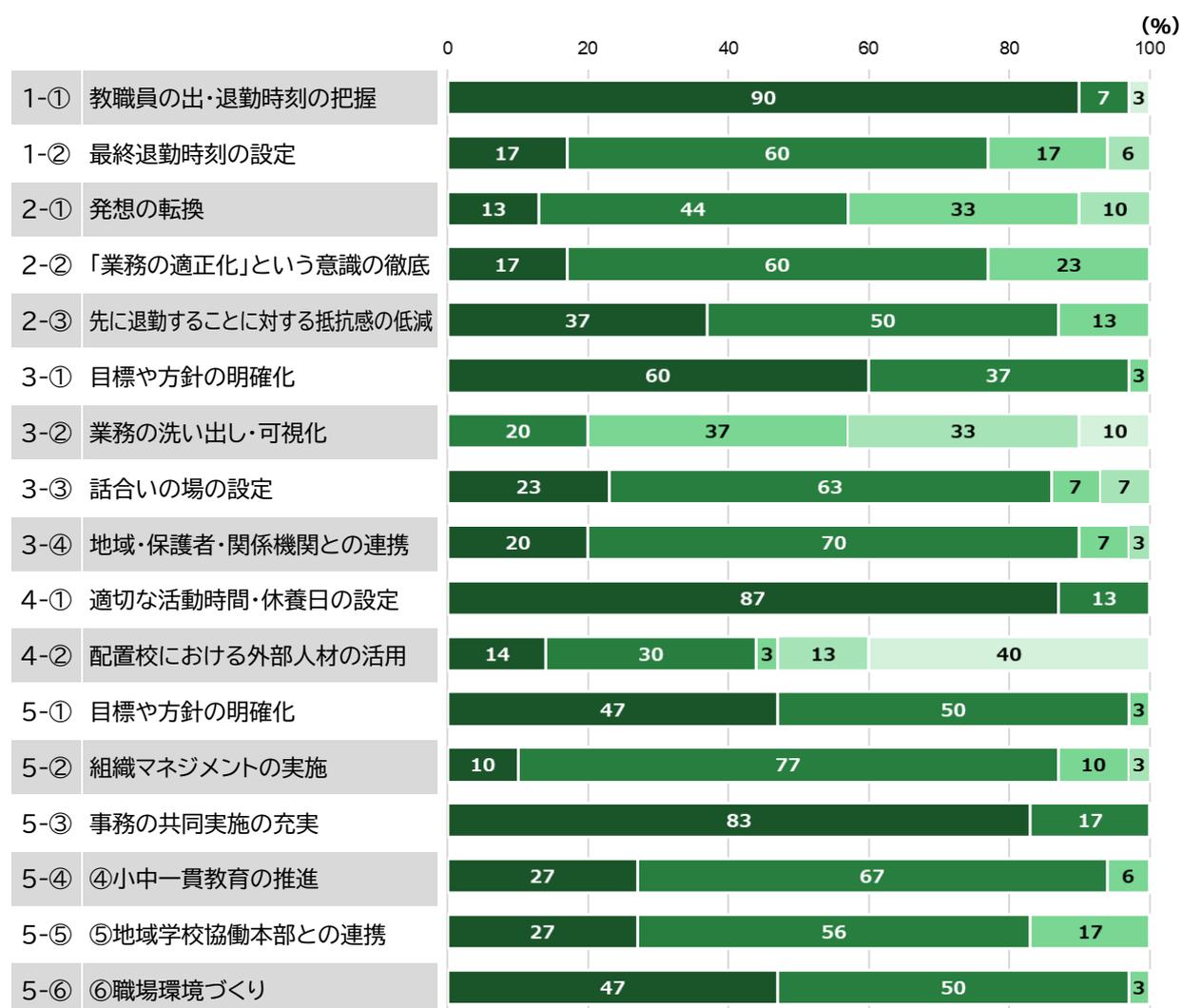
第1期市プランに掲げられている「市教委における取組」を、下表のとおり32項目に細分化し、それぞれの担当者により5段階の自己評価を行いました。

その結果、全取組の4分の3が◎又は○(達成率6割以上)であった一方で、一部の取組は低い達成率となりました。

【第1期市プランにおける市教委の取組の自己評価結果】

市教委の取組		取組の内容	評価
(1)勤務時間の適正化	①勤務時間の管理の徹底	勤務管理システムの運用(H30導入)	◎
	②長期休業中の学校閉庁日の設定	夏季・冬季休業での学校閉庁日設定(H30導入)	◎
(2)意識改革	①管理職研修の実施	校長、教頭への研修等にマネジメント論を導入	△
	②教職員評価の活用	教職員評価の活用による意識改革の醸成	△
	③ミドルリーダー研修の実施	教員への研修等にワークライフバランス等の考え方を導入	/
(3)業務改善	①業務の役割分担の明確化・適正化	外部人材の活用推進(SSWr:H27導入)	○
		市教委主催の研修・会議の見直し	○
		市教委・市による調査の見直し	△
	②研修・会議、調査等の見直し	市教委・市による各種コンクールの見直し	○
		各学校の授業研究、校内研修の支援の充実	○
		小中一貫英語教育カリキュラムによる支援(H28策定)	○
	③授業改善等の支援の充実	指導要録の電子化	○
		統合型校務支援システムの活用(H27導入)	◎
		クラウドによる指導案・カリキュラムの共有	▲
		特別支援教育WEB相談の実施(R1導入)	◎
④ICTの活用	学校間でのテレビ会議の促進	◎	
	ICT支援の配置(H23導入)	○	
	⑤「業務改善モデル校」による研究推進	県教委により指定される業務改善モデル校の研究成果の共有(R1共英小、R3東那須野中、R4東小)	○
(4)部活動指導の負担軽減	①「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」の徹底	方針の周知徹底及び推進、フォローアップ(H30策定)	○
	②部活動指導員の試行的配置と効果検証	部活動指導員の試行的配置	○
	③関係機関への協力要請	教育事務所作成の「活動の手引き」、市作成の「部活動の方針」への協力依頼	△
		大会、コンクールの見直し要請	▲
④効率的・効果的な指導法についての情報提供	県教委作成の「指導者ハンドブック」等の情報提供	○	
(5)学校運営体制の充実	①管理職の取組への支援	校長、教頭への研修及び支援	○
	②事務の共同作業の推進	市共同実施運営協議会の開催	◎
	③小・中・義務教育学校への市採用教師の配置	学級支援教師や学習支援教師等の独自配置	◎
	④「チームとしての学校」の体制整備	外部人材の活用推進(再掲)	◎
	⑤地域学校協働本部の体制整備と活動の推進	保護者、地域、関係機関の連携推進	◎
		コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入
	⑥コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入と地域学校協働活動との一体的推進	地域連携教員、地域学校協働推進員の活動促進	○
⑥労働安全衛生管理の徹底	教職員の健康管理、メンタルヘルス、長時間労働管理の徹底	○	
⑦フォローアップ	「学校における働き方改革検討会議」による勤務状況・取組の検証(H29初回開催)	○	
	取組の見直し及び学校へのフィードバック	△	

(2)各学校の取組における自己評価



■◎: 十分定着し、成果が出ている。(達成率80%以上)
 ■○: おおむね定着している。(達成率60%以上~80%未満)
 ■△: 半分程度定着している。(達成率30%以上~60%未満)
 ■▲: 取組が不十分である。(達成率30%未満)
 ■/: 取り組んでいない。

第1期市プランに掲げられている「各学校における取組」17項目について、市内公立小・中・義務教育学校30校により5段階の自己評価を行いました。

その結果、「教職員の出・退勤時刻の把握」や部活動における「適切な活動時間・休養日の設定」、「事務の共同実施の充実」のように8割以上の学校が◎（達成率80%以上）であったのははじめ、取組の多くは比較的高い達成率でありました。

一方で、「業務の洗い出し・可視化」や部活動の「配置校における外部人材の活用」は、取り組んでいない学校もあるなど、達成率が低い結果となりました。

(3)取組における成果と課題

❖ 成果

項目	市教委の成果	各学校の成果
1 勤務時間の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務管理システムの導入による勤務時間の可視化 ・学校閉庁日の設定(お盆、年末年始)による勤務時間の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・出退勤時刻や時間外勤務状況の個別フィードバックによる時間外勤務改善への意識向上
2 意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への勤務実態等フィードバックによる問題意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な定時退勤日の設定による退勤への抵抗感の軽減及びタイムマネジメント意識の醸成
3 業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法等の見直しによる効率化 ・給食費公会計化による事務負担軽減 ・校務支援システム活用による学級経営の効率化 ・オンラインでの特別支援相談による効率化 ・オンライン会議実施の基盤構築による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内会議の精選、簡素化、ペーパーレス化による業務効率化 ・欠席連絡、アンケート等でのICT活用による集計業務効率化 ・各種コンクール等への出品見直しによる手続き事務の軽減 ・業務改善に向けた校内での話し合いによる改善アイデア検討
4 部活動指導の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」の活用による意識改革 ・部活動指導員の試行配置による課題の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な部活動時間の設定による他業務時間の確保
5 学校運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWr等の外部人材活用による支援体制の充実 ・市採用教師等の配置による授業支援及び負担軽減 ・学校徴収金へのインターネットバンキング導入による事務負担軽減 ・市内全中学校区への地域学校協働本部の設置による支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部人材と連携した、問題行動の早期発見、早期対応、保護者連絡徹底による時間外保護者対応の縮減 ・インターネットバンキング導入による担任の集金事務の軽減 ・地域学校協働活動推進員の授業支援による負担軽減

❖ 課題

項目	課題(市教委・各学校)
1 勤務時間の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人による勤務時間管理意識の向上 ・勤務時間外における外部との連絡方法の確立
2 意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職によるマネジメント意識のさらなる向上 ・個人の業務の洗い出しと可視化
3 業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・より利便性の高いシステム(勤怠管理、校務支援)導入による業務効率化 ・ICT支援員の業務拡充による急速なICT化への対応 ・他校の改革の実例等を参考にしたアイデアの具体化
4 部活動指導の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・外部人材活用による指導者の確保 ・地域での部活動の受け皿となる団体の育成
5 学校運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教員業務支援員等の拡充による教育の質の確保 ・コミュニティ・スクール導入に向けた体制整備 ・長時間勤務者への適切なフォロー ・業務改善に向けたPDCAサイクルの確立

(4)総括

勤務管理システムが導入され、時間外勤務状況を可視化し個人へフィードバックする学校が増えたことにより、個人での勤務状況の振り返りができるようになりました。しかしながら「月の超過勤務が80時間を超える教職員の割合を0%にすることを目指す」という第1期プランの目標については未達成となりました。

目標達成に近づくためには、管理職のマネジメント力向上のほか、教職員一人ひとりが問題意識を持ち、意識改革を強力かつ継続的に進めていく必要があります。

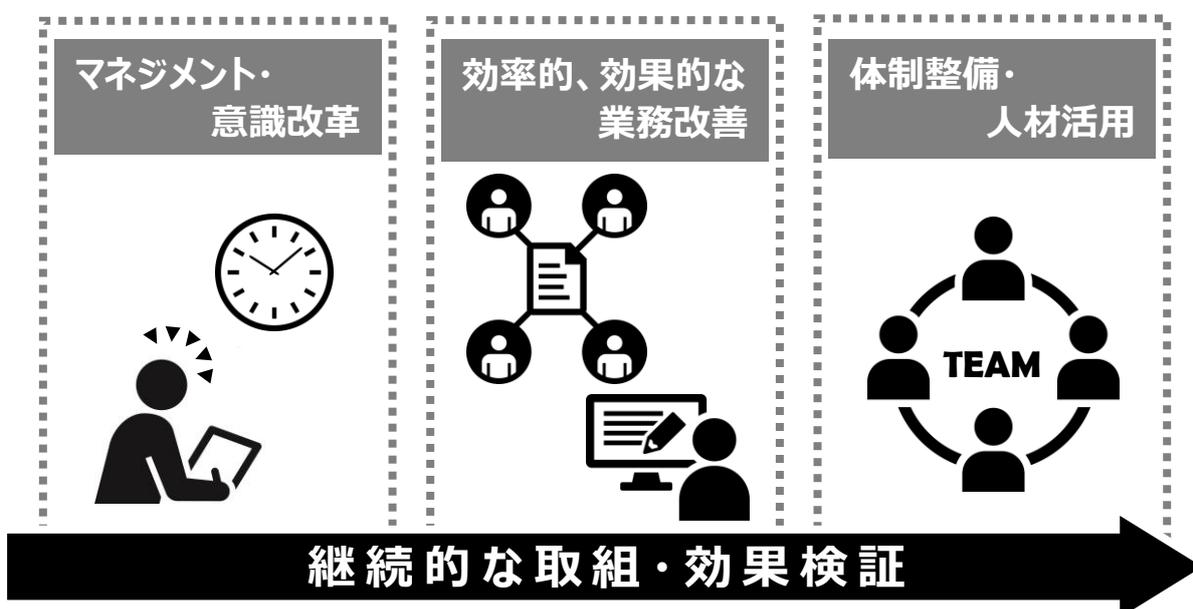
GIGAスクール構想の推進により、学校での授業風景は大きく変化しました。また、感染症への対応により、欠席連絡、アンケート調査、オンライン会議など、学校運営にかかるICT化も加速度的に進んでいます。効率的・効果的な業務改善のため、今後も素早い対応が求められます。

中学校において時間外勤務の多くを占めている部活動では、平日1日、土日1日を少なくとも休養日にする等、方針を定めることで負担の軽減を図りました。今後は、地域での指導者や受け皿の確保など、持続可能な部活動運営に向けた改革を進める必要があります。

外部人材の活用では、専門的な人材であるスクールソーシャルワーカー(SSWr)やスクールカウンセラー(SC)等との連携により、チームによる児童生徒の支援体制が確立されています。また、地域学校協働本部が市内の全中学校区に設置されたことにより、学校行事等に多くの地域住民が参画しているほか、地域人材の情報提供や連絡調整を担う地域学校協働活動推進員により、学校の負担が軽減されています。今後も継続した連携が求められるほか、部活動指導への外部人材の活用が重要となります。

働き方改革を進めつつ、かつ教育の質を保つためには、教職員をサポートする体制整備が重要です。そのためには、業務の可視化のほか、業務分担のために必要な人員を適正に配置することが求められます。併せて、業務量を見直すため、国や県、関係機関へのスクラップアンドビルドの働きかけも重要となります。

教職員の働き方改革には長期的な視点が必要なことから、継続的な取組・効果検証が求められるほか、各学校においても日常的に業務改善に向けて検討できる場をもつなど、持続可能な仕組みを作ることが重要です。



IV プランの目標

第1期市プランの総括を受け、本プランの目標を以下のとおりとします。

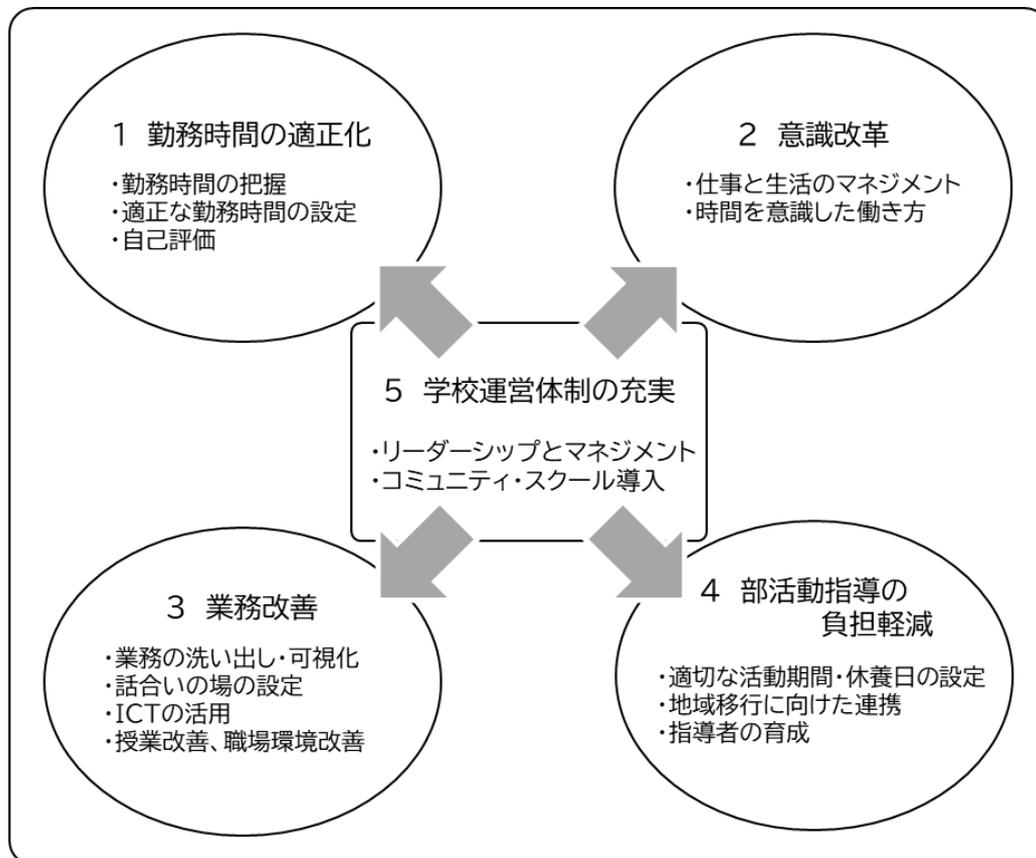
- 1 超過勤務の上限45時間、年間360時間を目指しつつ、令和9(2027)年度までに、月の超過勤務が80時間を超える教職員の割合を0%にする。
- 2 業務改善により、教材研究や授業準備、児童生徒等に接する時間が増加した教職員の割合を増やす。

※超過勤務: 在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間、休憩時間及び業務外の時間の総時間を除いたすべての時間

V 取組の方向性

目標を達成するための取組の方向性として、第1期市プランと同様に以下の5項目を定め、学校における働き方改革を継続して推進します。

- | | | |
|--------------|-------------|--------|
| 1 勤務時間の適正化 | 2 意識改革 | 3 業務改善 |
| 4 部活動指導の負担軽減 | 5 学校運営体制の充実 | |



VI 働き方改革推進のための取組

本プランの目標を達成するために、市教委と各学校が一体となって、以下の取組を推進します。

項目	市教委における取組	各学校における取組
1 勤務時間の適正化	①勤務時間の管理の徹底 ②長期休業中の学校閉庁日の設定 ③自己評価の導入	①教職員の出・退勤時刻の把握 ②最終退勤時刻の設定
2 意識改革	①研修の実施	①発想の転換 ②先に退勤することへの抵抗感の低減
3 業務改善	①業務の役割分担の明確化・適正化 ②研修、会議、調査等の見直し ③授業改善等の支援の充実 ④ICTの活用 ⑤「業務改善モデル校」による研究成果の共有 ⑥職場環境の改善の支援	①業務の洗い出し・可視化 ②話合いの場の設定 ③資料・通知のペーパーレス化 ④教材研究や授業準備の効率化・質の向上 ⑤職場環境の改善
4 部活動指導の負担軽減	①「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」の徹底 ②部活動指導員等の配置 ③地域スポーツ練習会の開催 ④指導者の育成 ⑤関係機関及び地域との連携	①適切な活動時間・休養日の設定 ②部活動運営への外部人材の活用 ③地域での受け皿構築に向けた連携 ④部活動の適正化
5 学校運営体制の充実	①管理職の取組への支援 ②事務の共同実施の推進 ③市採用教師等の配置 ④コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入と地域学校協働活動との一体的推進 ⑤労働安全衛生管理の徹底 ⑥フォローアップの強化	①目標や方針の明確化 ②組織マネジメントの強化 ③外部人材の活用 ④事務の共同実施の充実 ⑤コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入と地域学校協働活動との一体的推進 ⑥職場におけるコミュニケーションの円滑化

1 市教委における取組

市教委では、各学校における働き方改革を支援・促進するため、以下の取組を実施します。

また、本プランの内容について広く周知し、保護者・地域・関係機関等に理解と協力を求めています。

(1)勤務時間の適正化

①勤務時間の管理の徹底

- ・市内教職員の勤務時間の管理及び分析
- ・勤務管理システムの適切な運用及びシステム改善の検討

②長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・長期休業中における学校閉庁日の継続

③自己評価の導入

- ・県教委作成の「学校における働き方改革に関するチェックシート」の活用【新規】

◆学校における働き方改革に関するチェックシート

教職員自身が自分の働き方を振り返り見直すことで、意識改革と当事者意識の醸成を図ることを目的に、栃木県教育委員会が導入している。自己評価としての活用が可能であるとともに、結果を共有することで適正な勤務時間の検討資料ともなる。

(2)意識改革

①研修の実施

- ・管理職を対象としたマネジメント研修の実施
- ・教職員を対象とした研修の実施

(3)業務改善

①業務の役割分担の明確化・適正化

- ・専門的な外部人材の活用
- ・地域、保護者等との連携

②研修、会議、調査等の見直し

- ・不明確な目的や形骸化等、必要性の観点からの見直し
- ・実施時期や対象範囲等、効率性の観点からの見直し
- ・各種コンクール等の情報の一元化の検討【新規】
- ・外部機関への各種コンクール等の見直しの依頼
- ・通知、文書の精選

③授業改善等の支援の充実

- ・計画訪問や要請訪問、各学校の授業研究や校内研修への支援
- ・小中一貫教育における各中学校区への地区担当指導主事の配置

④ICTの活用

- ・校務支援システムの活用及び近隣市町との共同調達の検討
- ・クラウドを活用した授業指導案やカリキュラムの共有化
- ・医療機関との連携による特別支援教育等WEB相談の実施
- ・市教委及び学校間でのWEB会議の促進
- ・ICT支援員の適正配置による支援

⑤「業務改善モデル校」による研究成果の共有

- ・県教委指定による「業務改善モデル校」の研究への協力及び成果の共有

⑥職場環境の改善の支援

- ・各学校で実践している働き方改革の事例の共有【新規】
- ・業務効率化を促進する周辺機器等の導入の検討【新規】
- ・夜間・休日等の電話対応の検討【新規】

(4)部活動指導の負担軽減

①「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」の徹底

- ・方針に基づく部活動改革の促進

・方針の見直し及び定期的なフォローアップ

②部活動指導員等の配置

- ・部活動指導員の配置の促進
- ・休日部活動への外部支援員の派遣の促進【新規】

③地域スポーツ練習会の開催

- ・地域での合同練習会の開催支援による地域移行への機運の醸成【新規】
- ・地域の指導者等との連携促進

④指導者の育成

- ・県教委作成の「運動部活動指導者ハンドブック」の活用
- ・指導者講習会の開催による人材育成【新規】

⑤関係機関及び地域との連携

- ・那須塩原市小・中学校長会、那須教育事務所、近隣市町教育委員会等との連携促進
- ・市スポーツ協会、市文化協会等との連携促進
- ・県教委作成の「部活動・スポーツ少年団活動における手引き」への理解、協力依頼
- ・外部機関への大会やコンクール等の見直しの依頼
- ・部活動の地域移行への理解、協力の促進【新規】

◆地域における持続可能なスポーツ環境整備(那須塩原モデル)

将来にわたり子どもたちがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、学校の働き方改革を進めるため、「地域スポーツ練習会の開催」、「学校部活動の支援」、「スポーツ団体・指導者の育成、支援」の3事業を重点的に進める取組。

(5)学校運営体制の充実

①管理職の取組への支援

- ・校長、教頭を対象とした働き方改革に関する研修の実施

②事務の共同実施の推進

- ・那須塩原市共同実施運営協議会を通じた事務の共同実施の支援

③市採用教師の配置

- ・学級支援教師や学習支援教師等の市採用教職員の適正配置

④コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入と地域学校協働活動との一体的推進

- ・コミュニティ・スクールの計画的な導入【新規】
- ・地域連携教員及び地域学校協働活動推進員の活動の支援

⑤労働安全衛生管理の徹底

- ・健康診断の実施及び適切な事後措置をはじめとした教職員の健康管理の徹底
- ・相談事業、ストレスチェック等によるメンタルヘルス不調の未然防止
- ・長時間労働者及びメンタルヘルス不調者への支援体制の整備

⑥フォローアップの強化

- ・教育部を横断したワーキンググループによる内部検証の実施【新規】
- ・校長会議等を活用した勤務状況のフィードバック
- ・教育委員会点検・評価の活用による継続的な評価の実施【新規】

2 各学校における取組

各学校では、校長のリーダーシップの下、以下の取組を実施します。
また取組を推進するにあたり、市教委の取組との連携を図ります。

(1)勤務時間の適正化

① 教職員の出・退勤時刻の把握

- ・教職員の出・退勤の正確な記録の徹底
- ・勤務時間の可視化【新規】

②最終退勤時刻の設定

- ・一日の時間外勤務が4時間を超えない最終退勤時刻の設定
- ・月の時間外勤務時間が80時間を超えた教職員への管理職面談の実施

(2)意識改革

①発想の転換

- ・仕事と生活に対するマネジメント意識の醸成【新規】

❖ワークライフインテグレーション(仕事と生活の統合)

仕事と生活の双方を充実させることで、生活の質の向上を目指す考え方。
「ワークライフバランス」が仕事と生活を相反するものと捉えるのに対し、仕事と生活に線引きをせず、統合させながら人生の充実を図るものとされ、より発展的な概念として提唱されている。

- ・「働きやすさ」と「働きがい」の両立【新規】

❖働きがい改革

時間短縮や仕事を減らすなどの「業務効率化」だけでなく、「やりがい」をもって仕事に取り組める状態をつくること。
従業員に対する画一的な管理ではなく、ルールを最小限にし、主体性を重視することで、多様なワークスタイルを認めることが求められている。

②先に退勤することへの抵抗感の低減

- ・定時退勤日の設定による「先に退勤することへの抵抗感」の低減

(3)業務改善

①業務の洗い出し・可視化

- ・個人の業務の記録及び可視化
- ・必須ではない業務の削減・簡素化

②話合いの場の設定

- ・教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う場の設定

③資料・通知のペーパーレス化

- ・職員会議資料や日報、学校だより等のペーパーレス化の推進【新規】

④教材研究や授業準備の効率化・質の向上

- ・計画訪問や要請訪問等における県教委、市教委との連携
- ・小中一貫教育における地区担当指導主事との連携

⑤職場環境の改善

- ・他校で実践している働き方改革に関する取組の導入検討【新規】
- ・「全国の学校における働き方改革事例集」に掲載されている取組の導入検討【新規】

(4)部活動指導の負担軽減

①適切な活動時間・休養日の設定

- ・「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」による適切な運営の継続

②部活動運営への外部人材の活用

- ・部活動指導員や休日部活動支援員の積極的活用

③地域での受け皿構築に向けた連携

- ・地域スポーツ練習会等への参加【新規】
- ・市スポーツ協会、市文化協会等との連携【新規】

④部活動の適正化

- ・児童生徒数を踏まえた部活動数等の見直し検討

(5)学校運営体制の充実

①目標や方針の明確化

- ・校長による学校の重点目標や経営方針の明確化

②組織マネジメントの強化

- ・マネジメント研修の活用による管理職のリーダーシップ
- ・組織的な業務改善のPDCAサイクルの確立
- ・職員間での分担の工夫による業務の平準化
- ・ミドルリーダーの育成

③外部人材の活用

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用
- ・地域学校協働本部との連携による地域人材の活用
- ・学習指導、児童生徒指導等への外部人材の活用検討

④事務の共同実施の充実

- ・学校事務の適性かつ円滑な執行
- ・市共同実施運営協議会による事務の効率化の推進

⑤コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入と地域学校協働活動との一体的推進

- ・コミュニティ・スクールの導入に向けた検討【新規】
- ・保護者や地域住民等への学校経営方針の周知・共有
- ・地域連携教員と地域学校協働活動推進員の連携
- ・保護者や地域住民、福祉部局や警察等の関係機関との情報共有及び適切な役割分担

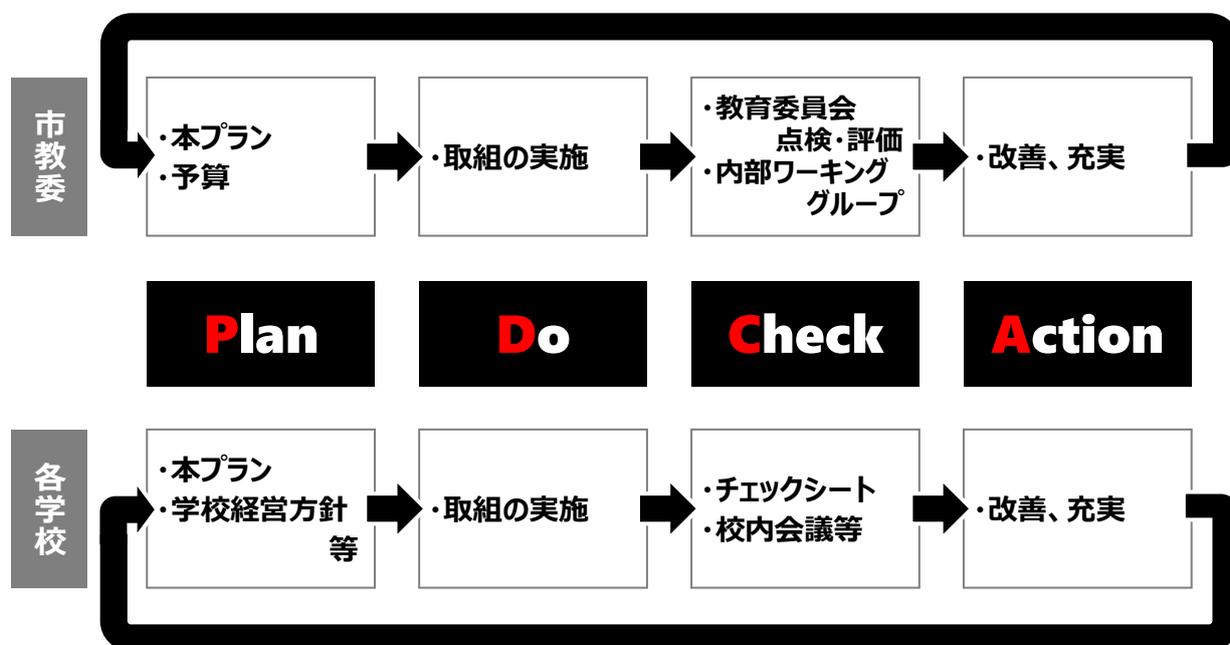
⑥職場におけるコミュニケーションの円滑化

- ・教職員間で円滑なコミュニケーションが取りやすい雰囲気づくり
(業務改善への意見、休暇の取得、業務の分担等)

VII プランの進行管理

本プランの推進にあたり、実効性を確保するための持続可能な仕組みを作ることが重要です。

そのため、一年度内での「計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のPDCAサイクルを市教委、各学校それぞれに確立することで、プランの進行管理を継続的に行っていきます。



また、取組の実施(Do)にあたっては、短期的な業務マネジメントサイクル(PDRサイクル)の構築を図ることで、スピード感をもった改善に努めます。

❖PDRサイクル

Prep(準備)→Do(行動)→Review(見直し)による業務マネジメント手法。Pが「計画」ではなく「準備」であるため、最低限の準備をしたらすぐに行動に移し、行動の結果から改善点を見つけ、見直しを行う。

1つのサイクルを早いスパンで繰り返すことが可能となり、また個人でも取り組みやすい手法とされている。

資料 働き方改革に関する国の動向及び栃木県、本市の取組

- I 国の動向 (平成29年度以降の中央教育審議会、文部科学省関係)
 - 「教員勤務実態調査(平成28年度)(速報値)」 (平成29年4月28日 文部科学省)
 - 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(諮問)
(平成29年6月22日 文部科学省)
 - 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中間まとめ)
(平成29年12月22日 中央教育審議会)
 - 「学校における働き方改革に関する緊急対策」 (平成29年12月26日 文部科学省)
 - 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理に係る取組の徹底について(通知)」 (平成30年2月9日 文部科学省)
※平成31年3月18日の通知により廃止
 - 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)
(平成31年1月25日 文部科学省)
 - 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」
(平成31年1月25日 文部科学省)
 - 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」
(平成31年3月18日 文部科学省)
 - 「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について(通知)」
(令和元年6月28日 文部科学省)
 - 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について(通知) (令和元年12月11日 文部科学省)
 - 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について(通知) (令和2年1月17日 文部科学省)
 - 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の制定及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について(通知) (令和2年7月17日 文部科学省)
 - 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について
(令和2年9月1日 スポーツ庁・文化庁・文部科学省)
 - 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に関する実践研究について
(令和2年9月30日 スポーツ庁・文化庁)
 - 「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」の公開 (令和4年2月)

2 栃木県の取組

- 「教員の多忙感に関するアンケート」の実施 (平成21年1月)
- 「教員の多忙感に関するアンケート」報告書 (平成21年3月)
- 「子どもと向き合う時間の確保を目指して～「教員の多忙に関するアンケート」分析より～」 (平成21年10月)
- ※平成21年1月に実施したアンケート結果をもとに、小・中・県立学校長会、市町教育委員会、学校現場から意見等を取りまとめて作成した業務改善のための方策等
- 県教育委員会が行う調査・会合の縮減 (平成22年度～)
- ※対前年度比、1割以上の削減を図った上で会合及び調査等の一覧表を作成し、各市町教育委員会、学校等へ配付
- 「教員の多忙感に関するアンケート」の実施 (平成23年9月～10月)
- 「教員の多忙感に関するアンケート調査(検証)」報告書 (平成24年2月)
- 県教育委員会事務局に「学校の業務改善検討部会」設置 (平成27年12月)
- 「栃木県公立学校業務改善推進委員会」設置 (平成30年4月)
- 「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」策定 (平成30年9月)
- 「学校における働き方改革推進プラン」策定 (平成31年1月)
- 「学校における働き方改革推進プラン」スタート (計画期間令和元年度～令和3年度)
- 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査 (令和元年7・8月)
- 「学校における働き方改革について」リーフレット配布 (令和2年4月)
- 「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査 (令和3年7・8月)
- 「学校における働き方改革推進プラン(第2期)策定 (令和4年3月)

3 本市の取組

- 市内教職員の勤務時間実態調査の実施 (平成29年9月)
- 「教職員の働き方改革及び部活動の在り方」に係る検討会議(校長会代表と事務局) (平成29年12月)
- 市学校経営研究会(国の働き方改革特別部会委員の妹尾昌俊氏による講話) (平成30年1月)
- 教職員の働き方改革の推進に向けたアンケート調査の実施 (平成30年1月)
- 「教職員の働き方改革及び部活動の在り方」に係る検討会議(「学校閉庁日」・部活動の在り方についての協議) (平成30年5月)
- 市校長会議(「学校閉庁日」実施(案)提案) (平成30年6月)
- 「学校閉庁日」に関する通知配付(全保護者宛、市教育委員会と市PTA連絡協議会の連名で) (平成30年7月)
- 学校閉庁日に関するアンケート調査の実施 (平成30年8月)
- 那須塩原市「教職員の働き方改革及び部活動の在り方」に係る検討会議(「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」についての協議) (平成30年10月)

- 「教職員の働き方改革及び部活動の在り方」に係る情報交換会の開催（校長、教頭、
教務主任、事務職員、養護教諭、栄養職員の代表者）（平成30年10月）
- スポーツ少年団・体育協会への「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」説明及び協力
依頼（平成30年12月）
- 那須教育事務所・大田原市教育委員会・那須町教育委員会・那須塩原市教育委員会合同
会議（部活動方針に盛り込むべき共通事項についての協議）（平成30年12月）
- 「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」策定・周知（平成31年1月）
- 「那須塩原市立学校における働き方改革推進プラン」策定・周知（令和元年8月）
- 「那須塩原市立学校における働き方改革推進プラン」スタート
（計画期間令和元年度～令和3年度）
- 「那須塩原市立学校に係る部活動の方針」改定（令和3年3月）
- 「那須塩原市立学校における働き方改革推進プラン」延伸（令和4年3月）